

物流効率化等推進事業費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援））に関する実施要領

令和7年5月1日 国自貨第51号

第1 目的

この実施要領は、物流効率化等推進事業費補助金（中小物流事業者の労働生産性向上事業（テールゲートリフター等導入等支援））（以下「補助金」という。）交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条に掲げる事業の実施に関して必要な細目等を定めることにより、一般貨物自動車運送事業者等（以下「間接補助事業者」という。）による車両の効率化設備等の導入並びに業務効率化、経営力強化及び人材確保・育成の取組（以下「間接補助事業」という。）を支援することで、中小貨物自動車運送事業の経営の構造的な改善を図ることを目的とする。

第2 事業内容

補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金を活用して、中小貨物自動車運送事業の経営の構造的な改善に資する車両効率化設備等の導入並びに業務効率化、経営力強化及び人材確保・育成の取組に対する補助金（以下「間接補助金」という。）を交付する事業（以下「補助事業」という。）を実施するものとする。

第3 補助金の交付事業

（1）補助事業の実施体制等

補助事業者は、補助事業の適正かつ円滑な実施のため、次に掲げる事項を適切に行うための体制を整えなければならない。

- ア 間接補助金交付先の公募及び説明会の開催等による周知
- イ 間接補助金の交付（交付申請書の審査から間接補助金の支払までを含む。）
- ウ 間接補助事業者の指導監督
- エ 間接補助事業に対する問合せ等への対応
- オ 間接補助事業者の事業実施内容とりまとめ
- カ 上記に関する付帯業務

（2）交付規程の内容

交付要綱第23条の間接補助金の交付手続等に係る交付規程は、交付要綱第5条から第22条までに準じた事項並びに事業報告書の提出その他必要な事項を記載するものとする。

（3）間接補助金交付先の採択等

間接補助金交付先の採択は、国土交通省物流・自動車局長と協議の上、行うものとする。

(4) 間接補助事業の表示

補助事業者は、間接補助事業により整備された機器及びシステムには、国土交通省補助事業である旨を明示するよう、間接補助事業者に指示しなければならない。

(5) 間接補助事業の指導監督

- ① 補助事業者は、間接補助事業の実施状況を把握し、間接補助事業者に対して間接補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するために必要な報告を求めるとともに、それにより得た情報を適時適切に大臣に報告するものとする。
- ② 補助事業者は、間接補助事業の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合には、大臣に速やかに報告するとともに、その指示を仰ぎ、間接補助事業者に対して必要な改善を指導するものとする。

(6) 間接補助事業者からの返還額等の取扱

大臣は、交付要綱、この実施要領又は交付規程に基づき、間接補助事業者から間接補助金の全部又は一部に相当する額の返還又は納付があったときは、補助事業者に対し、これを国庫に返還又は納付させることがある。

(7) 事務費の中間検査

国土交通省は、上半期（交付決定日から9月末日）の補助事業の執行に要する事務費について、額の中間検査を行うものとする。

第4 指導監督

(1) 補助事業の適正な実施の確保

大臣は、補助事業の適正かつ円滑な実施を確保するため、補助事業者による補助事業の実施に関し、この実施要領に基づき指導監督を行う。

(2) 補助事業完了後において従うべき条件

大臣は、間接補助事業が次の条件に適合していないと認められる場合には、間接補助事業者に対して条件に適合するよう指示をすることができる。

- ① 間接補助事業者は、間接補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業者が別に定める様式による取得財産等管理台帳を備え、間接補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、間接補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- ② 間接補助事業者は、取得財産等のうち機械及び重要な器具で、取得又は効用の増加価格が一個又は一組50万円以上のもの及びその他大臣が定める財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）を勘案して、大臣が別に定める期間を経過するまで、補助事業者の承認を受けずに、間接補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取壊し（廃棄を含む。）を行ってはならない。

第5 その他

補助事業者は、交付要綱又はこの実施要領（以下「交付要綱等」という。）に疑義が生じたとき、交付要綱等により難い事由が生じたとき、あるいは交付要綱等に記載のない細部については、大臣に速やかに報告し、その指示に従うものとする。

附 則

この実施要領は、令和7年5月1日から施行する。